

受領委任払（福祉用具購入費、住宅改修費）について

1. 受領委任払とは

被保険者が、介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の支給を受けようとする際、償還払方式（※）ではなく、最初から1割～3割の費用負担でサービスを利用し、残りの9割～7割分については市から事業者に直接支給される方式です。これにより、被保険者の立替払いによる一時的な経費負担が軽減され、これらのサービスを利用しやすくなります。

※償還払方式・・・被保険者がいったん費用の全額を負担し、後から市へ支給申請を行って費用の9割～7割分の支給を受ける方式。

2. 受領委任払の支給を受けるまで

① 福祉用具販売業者（住宅改修業者）は、まず帯広市役所介護高齢福祉課に受領委任払取扱事業者の届出（様式第1号）をします。なお、福祉用具販売業者については「特定福祉用具販売」、「特定介護予防福祉用具販売」の指定を受けている必要があります。

②市は届出を受け、受領委任払取扱事業者として登録します。

なお、届出事項に変更があった場合は、変更届（様式第2号）を提出してください。

※ 改修費・購入費の支給までの流れ、申請に必要な書類については、別紙「介護保険の福祉用具について」、「住宅改修費の支給について」をご覧ください。

3. 受領委任払による申請に係る留意点

- その福祉用具販売業者（住宅改修業者）が、受領委任払取扱事業者として市に登録されていなければなりません。
- 少なくとも購入（着工）日現在、要介護（支援）認定を受けている必要があります。
- 被保険者が給付制限を受けている場合は、受領委任払による利用はできません。
- 申請時に必要な領収書（被保険者本人名義のもの）は、改修金額の1割～3割分（利用者負担分は端数切り上げ）です。ただし、限度額を超えた場合は、超過分（自己負担）についても領収書が必要です（一枚の領収書で1割～3割分と超過分を併せていただいても構いません）。
- 申請書の受任者欄及び領収書については、受領委任払取扱事業所として届出されたときの印鑑で押印をお願いします（印鑑の統一が難しい場合は、ご相談ください）。
- 被保険者本人が入院中、あるいは要介護（支援）認定新規／変更申請中は、原則支給申請できません。

- ・給排水工事については、市の指定した業者しか工事をする事ができませんが、それを知らずに工事が行われていることがあります（違法行為です）。水洗トイレ等水まわりを改修する際には、上下水道部水道課（電話（0155）65-4216 内線 4691）に確認していただきますようお願いいたします。

4. 福祉用具購入の種類、住宅改修の種類

別紙「介護保険の福祉用具について」、「住宅改修費の支給について」をご覧ください。

- ・福祉用具購入費の支給に係る特定福祉用具の種目については厚生省告示第94号、住宅改修費の対象となる改修の種類については厚生省告示第95号、詳細は厚生省通知老企第34号により定められています。

5. その他留意事項

住宅改修については、別紙「住宅改修費の支給について」に記載のとおり、必ず着工前に必要書類をそろえ、市役所に事前申請をしなければなりません。これを行わずに着工した場合は、住宅改修費の支給を受けることができません。

※保険給付対象となる福祉用具購入や住宅改修の内容確認、また支給限度額等については、ケアマネジャー、帯広市役所介護高齢福祉課にお問い合わせ下さい。なお、これらの問い合わせがなく、支給申請受理後に保険給付が不支給となった場合のクレームは一切受け付けいたしません。